運動部活動の在り方に関する方針

平成31年4月 周南市教育委員会

目 次

前	文	3
本方針:	策定の趣旨等	··· 3
部活動(の位置付け	··· 4
(1)運	切な運営のための体制整備 運動部活動の方針の策定等	··· 4
2 合:	語導・運営に係る体制の構築 理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 動切な指導の実施 動動部活動用指導手引の活用	··· 6
_	切な休養日等の設定	··· 7
(1)生	徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備 E徒のニーズを踏まえた運動部の設置等の工夫 地域との連携等	··· 8
5 学	校単位で参加する大会等の見直し	9
6 安:	全管理と事故防止	9
終わりに		

前 文

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者(以下「運動部顧問」という。)の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的に加え、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との望ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- 〇 しかしながら、今日、社会・経済の状況が大きく変化する中、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することが困難な課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においても、本市の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤としての運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、本市の中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。
- ・ 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加のもと、学校教育の一環として教育課程との関連を図りなが ら、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- 周南市教育委員会及び学校は、本方針に則り、持続可能な運動部活動の在り方について適 宜検討し、必要に応じて是正を行う。

部活動の位置付け

O 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが求められている。

中学校の学習指導要領では、次のように規定されている。

〇中学校学習指導要領(平成29年3月)【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部活動の方針の策定等
- ア 校長は、周南市教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、各学校の実情 に応じた「運動部活動に係る活動方針」を策定し、必要に応じて適宜見直しを行う。
- イ 運動部顧問は、校長が策定した各学校の「運動部活動に係る活動方針」に則り、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記アの活動方針及びイの活動計画等を生徒及び保護者等に対して周知するとと もに、学校の Web サイトへの掲載等により公表する。
- エ 県教育委員会及び周南市教育委員会は、上記ア及びイに関し、各学校において運動部活動 の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、校務分掌の実態等を踏まえ、外部指導者(外部コーチ)の積極 的な登用に努める。
- イ 校長は、生徒や教師の数、外部指導者(外部コーチ)の配置状況等を踏まえ、指導内容の 充実、生徒の安全の確保、教師の多忙化解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよ う、適正な数の運動部を設置する。

なお、校長は、外部指導者(外部コーチ)の配置に当たっては、学校教育について理解し、 適切な指導を行うために、運動部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた 科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応等を適切に行うこと、生徒の人格を傷付ける 言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと等に関し、配置前及び配置後において適宜指 導・確認を行う。

- ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師 の他の校務分掌や外部指導者(外部コーチ)の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な 校務分掌となるよう留意するとともに、教師のワーク・ライフ・バランスにも資するよう、 学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生 徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行 う。
- オ 校長は、部活動顧問を対象とする、スポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための部活動顧問会議等を計画的に開催する。
- カ 周南市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方 改革に関する緊急対策(平成29年12月26日 文部科学大臣決定)」及び「学校における 働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る 取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」^{※1}を踏まえ、法 令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ※1 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に 作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則るとともに、県教育委員会が作成する 「部活動指導の手引き」を参考にして、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防 やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の 点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 県教育委員会及び周南市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学 校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ウ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じてスポーツに親しむ基盤を培い、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、運動部活動を行う際に以下の点に留意する。
- 生徒との十分なコミュニケーションを図ること
- ・ 競技種目の特性等を踏まえた科学的なトレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行うこと
- ・ 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期にお ける体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと

(2) 運動部活動用指導手引の活用

ア 運動部顧問は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動を実践するために、中央競技団体^{※2}が作成する指導手引(協議レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間の活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成され、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を活用して、適切な指導を行う。

※2 スポーツ競技の国内総括団体。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、 休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点か らのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究*3も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

- 〇 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。
- ※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。
- 長期休業中に、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ※生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行う ことができるようにする。

【活動時間】

- 〇 1日の活動時間^{※4}は、長くとも学期中の授業日では2時間程度、学校の休業日及び週末は3時間程度を目安とする。
- ※短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- 〇 いわゆる「朝練習」は、その実施の意義について保護者と生徒の理解を十分に得た上で、校長の許可を得て実施し、その練習時間は、1日の活動時間に含む。
- ※放課後の活動時間が十分に確保できない場合等に、学校生活や家庭生活等へ十分配慮した上で行う。
- ※3 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年 12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定して いるものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さら に、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されて いる。
- ※4 本方針での「活動時間」とは、スポーツ活動時間を意味し、身体的トレーニング効果が期待される活動のことである。よって、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない。

- イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、周 南市教育委員会が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表す る。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、 定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、 月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置等の工夫
- ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること**5、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である**6中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置等も含め、実施形態を工夫する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 県教育委員会、周南市教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定 の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれる ことがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を 推進する。

^{※5} スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成30年2月公表)では、 保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生の割合は19.4% で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

^{※6} スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成30年2月公表)では、 運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる(男子42.9%・女子59.1%)」、「友達と楽しめる(男子42.7%・女子60.4%)」、「自分のペースで行うことができる(男子44.4%・女子53.8%)」が上位であった。

(2)地域との連携等

- ア 周南市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- イ 周南市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、 スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 山口県中学校体育連盟、県教育委員会及び周南市教育委員会は、学校の運動部が参加する 大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生 徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。 また、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を以下のとおりとする。

各学校の運動部が参加する大会は、山口県中学校体育連盟の主催もしくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒 や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めること とする。

イ 校長は、上記アの目安等を踏まえ、参加する大会等を精査する。

6 安全管理と事故防止

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動における安全管理について、「学校における体育活動中 (含む運動部活動)の事故防止について」(平成30年9月3日付け)を踏まえ、事故の未然 防止や事故発生時の適切な対応について、適切な措置が講じられるよう徹底するとともに、 生徒に対して安全に関する指導を行う。

運動部顧問は、活動場所における施設・設備の点検等による適切な管理、安全対策(ゴールの固定、防護ネットの設置、整地用ローラーの管理等)、危険行為(整地用ローラーの生徒による使用等)の禁止、気象急変時(急な大雨、竜巻、雷等)の安全確保、適切な生徒引率(公共交通機関の利用等)などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導し、意識の高揚を図ること。

イ 近年、気象変動等により、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の運動部活動における熱中 症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、運動部活動に おける生徒の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。

また、「運動部活動における熱中症事故の防止等について」(平成30年8月23日付け周教学第1223号)を踏まえ、気温や湿度、生徒一人ひとりの状況等により、活動内容を適切に判断すること。

さらに、広域的な大会等で止むを得ない事情により活動する場合には、こまめな水分・塩 分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。

なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

終わりに

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、周南市教育委員会は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(スポーツ庁)」及び「山口県運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。